

定例監査結果報告

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定例監査を高岡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

1 監査対象、監査期間及び実施場所

監 査 対 象	監 査 期 間
産業振興部 ・産業企画課 （金屋鋳物師町交流館） ・デザイン・工芸センター ・農地林務課 ・地域振興交流課 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに執行された所掌事務事業について	令和 5 年 5 月 1 日 ） 令和 5 年 5 月 24 日
	実 施 場 所
	監査委員室

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 永 原 善 巳 水 口 清 志

3 監査の着眼点

共通監査項目として以下の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- (1) 委託料の執行状況
- (2) 指定管理者制度の運用状況
- (3) 工事等の執行状況
- (4) 補助金の執行状況
- (5) 歳入金の収納状況及び不納欠損の状況
- (6) 行政財産の目的外使用の状況
- (7) 資金前渡金の管理状況
- (8) 備品の管理状況
- (9) 監査対象の所管する重点事業の執行状況
- (10) 前回監査での指摘事項等に対する措置状況

4 監査の主な実施内容

令和 4 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。
なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

(1) 意見

ア 引き続き、事業承継や人手不足等に直面する中小事業者等に対する支援を行うとともに、積極的な設備投資等を行う事業者等の活動を支援し、企業誘致・立地を促進するなど、ものづくりのまち高岡の発展に努められたい。

[産業企画課（金屋鋳物師町交流館）]

イ 引き続き、知的財産権の取得・確保に関する支援や啓発に努められるとともに、新たな視点による魅力発掘、情報発信を実施する等、伝統産業の振興につながる取り組みを進められたい。

[デザイン工芸センター]

ウ 指定管理者制度によって民間事業者に運営を委託している施設については、そのノウハウを発揮するよう促し、地域の活性化に努められたい。

[地域振興交流課]